

平成 30 年 6 月 25 日現在

機関番号：15201

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2017

課題番号：26503007

研究課題名(和文)文化芸術教育支援法と芸術家福祉法をめぐる現代韓国の音楽文化政策の動態

研究課題名(英文)Current Trends of Music and Cultural Policies Surrounding Support for Arts and Culture Education Act and Artist Welfare Act in South Korea

研究代表者

藤井 浩基 (FUJII, KOKI)

島根大学・教育学部・教授

研究者番号：50322219

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 2,900,000円

研究成果の概要(和文)：韓国で制定・施行されている「文化芸術教育支援法」と「芸術家福祉法」を軸に、現代韓国の音楽文化政策の動態について考察した。特に研究代表者の立ち位置を踏まえて、日本からみた韓国の音楽文化政策の特色、日本との音楽文化交流といった視点から、韓国の動態をどのように捉え、今後の音楽文化交流の関係を構築していくかを検討した。韓国では文化・芸術に接する機会を、人々が平等に享受し、特に格差が生じている様々な社会問題を克服しようとする試みがなされていることが明らかとなった。

研究成果の概要(英文)：My project examines the current trends of music and cultural policies surrounding 'Support for Arts and Culture Education Act' and 'Artist Welfare Act' in South Korea. Specifically, focusing on the relation between Japan and South Korea, I illustrate the predominant features of music and cultural policies in South Korea, and explore how new relationships and concrete mutual exchanges on music between both two countries were created. My research reveals that in South Korea, various actions have recently been taken to emphasize that all people are equally entitled to appreciate and to solve gap-widening social problems by music and culture.

研究分野：音楽科教育

キーワード：韓国 文化芸術教育支援法 芸術家福祉法 音楽文化政策

1. 研究開始当初の背景

韓国では、2006年に「文化芸術教育支援法」が、2012年に「芸術家福祉法」が施行された。これらは「国民の文化的生活の質向上と国家の文化力の強化」を標榜する韓国政府により法制化されたものである。2005年には韓国芸術文化教育振興院が設立され、具体的な芸術文化政策の立案や実施が進められている。国家戦略として、官民あげて芸術教育の推進体制を大規模に構築しつつある韓国の動向は、国際的にも注目を集めている。

文化芸術教育支援法では、学校における芸術教育の強化、専門家・指導者の育成、産官学連携による芸術の活性化などが推進されている。芸術家福祉法では、芸術家の職業的地位と権利を法的に保護し、福利厚生につながる施策が進められている。これらの法律に基づき、2013年2月には「文化芸術教育士資格証制度」が導入された。

こうした背景には、韓国社会における経済格差の拡大、外国人の増加による多文化社会化、青少年の自殺増加といった問題がある。つまり、バランスの取れた国の発展には、人格形成や生活の質向上に資する芸術教育が不可欠であるという考え方である。

一方で、李明博政権下において、学校の芸術教科が軽視された時期があった。競争主義的、実利的な教育政策が打ち出されるなかで、2011年度から初等(小)・中学校では、音楽と美術が「芸術」に統合されて時間数が減り、不定期開講となる「集中履修制」が導入された。しかし、これはほどなく見直された。その間に学校の荒廃が社会問題化し、音楽や美術の役割が再認識されたからである。

これまで研究代表者は、近代以降の日韓音楽教育関係史研究を手がけ、上記の動向をつぶさにみてきた。そして、平成22年度から3年間、科研基盤研究(C)「日韓音楽教育関係史に関する総合的研究 1945年8月以降から現在までを中心に」を実施した。韓国では多文化社会化への対応策として、音楽を通じた異文化理解や自文化理解教育が推進されている。その実態を分析し、国内外に発信してきた。また、2012年11月には、アジア経済共同体フォーラム参加(社)韓国芸術教育学会国際学術シンポジウムで「日本における多文化教育と韓国音楽の学習 その変遷と課題」と題した招待講演を行った。

一連の研究を通して、大きく揺れ動く韓国の音楽文化政策について、アイデンティティ、ポストコロニアリズム、ミグレーション、文化交流といった学際的な視野で考察する必要性を認識するに至った。

2. 研究の目的

韓国で制定・施行されている「文化芸術教育支援法」と「芸術家福祉法」を軸に、現代韓国の音楽文化政策の動態を明らかにする。特に研究代表者の立ち位置に沿って、音楽教育や日本からみた韓国の音楽文化政策の特

色、日本との音楽文化交流といった視点から考察する。

(1) 文化芸術教育支援法制定への経緯

文化芸術教育支援法制定を前に、韓国政府は2004年に「中長期の文化政策」を発表し芸術教育を最重要政策に位置付け、2005年には韓国芸術文化教育振興院を設立した。これらの伏線的な動向を分析し、同法制定への過程を明らかにする。

(2) 文化芸術教育支援法によって実施された具体的な諸施策とその実態

同法が施行されて10年近くが経過している。学校における芸術教育の強化、産官学の連携による芸術の活性化、専門家・指導者の育成等にかかる具体的な各種プログラムと支援・補助について、音楽関連のものに限定し、実態と問題点を明らかにする。また、2013年2月に文化芸術教育士資格証制度が導入された。これは文化芸術教育支援法の改正と芸術家福祉法の双方に関連した制度である。制度の内容と資格の適用の実際、さらには資格を付与された文化芸術教育士の活動の実際について明らかにする。

(3) 芸術家福祉法制定への過程、施行後の諸施策とその実態

芸術家福祉法は2012年11月から施行されている。同法制定に至る過程とその内容、そして施行後の実態について明らかにする。特に韓国芸術家福祉財団が行う芸術家労災保険、芸術家証明(認定)等の諸事業について調査する。

(4) 日本からみる現代韓国の音楽文化政策の動態

単に韓国における音楽文化政策の動態を把握して分析するだけでなく、日本との関係から韓国の動態をどのように捉え、今後の音楽文化交流の関係を構築していくかを模索したい。そのために、過去の事例にも遡及し、現在へのつながりや影響について考察する。

3. 研究の方法

文化芸術教育支援法と芸術家福祉法をめぐる現代韓国の音楽文化政策の動態について考察するため、次の具体的な作業を行った。

(1) 文化芸術教育支援法、芸術家福祉法の翻訳と読み込み

(2) 上記二法の制定と文化芸術教育士資格証制度の導入に至る背景と過程、具体的な諸施策と実態に関する現地調査、情報整理、分析、検討

(3) 学校における音楽教育と上記法・制度運用との関係についての現地調査、取材

(4) 国内・国際学会における成果公開と作業へのフィードバック、提言等

4. 研究成果

(1) 文化芸術教育支援法の検討

まず、文化芸術教育支援法の翻訳、読み込み作業から着手した。同法は制定以降に数度にわたって部分的な改正が重ねられており、本研究期間中においても、2015年5月、2017年3月に改正があり、その都度、改正点を確認した。

文化芸術教育支援法は、第1条(目的)にもあるように「文化芸術教育の支援に必要な事項を定めることにより、文化芸術教育を活性化し、国民の文化的生活の質向上と国家の文化力の強化に資することを目的とする」ものである。特に第3条(文化芸術教育の基本原則)には、「すべての国民は、年齢、性別、障害、社会的身分、経済的、身体的条件、居住地域等に関係なく、自分の興味や適性に応じて、生涯にわたって文化芸術を体系的に学習して教育を受けることができる機会を均等に確保する」とあり、同法によって、文化芸術を享受する多様な事業が展開されている。これらを管理・運営する機関は、文化体育観光部と韓国文化芸術教育振興院である。本研究では、これらの機関が2012年10月に発行した同法の関連資料集を参照し、施行令や施行規則も適宜確認した。

具体的には、以下のような事業が実施されている。本研究で得た知見等を簡潔に付記する。

学校における文化芸術教育の推進

a. 各種芸術の専門家による指導、授業等支援
日本でも近年アウトリーチ活動として、芸術家が学校を訪問するケースが増えてきている。韓国では国レベルで「文化芸術教育士」という資格を設け、級別の認定システムが整備されている点が特徴である。資格取得のためのカリキュラムが詳細に記されて冊子にもなっている。

この点については、文化芸術教育士の資格をもつ伽倻琴奏者の関妍泓氏と韓国教員大学校教授の関庚勲氏より情報提供を受けた。また、韓国における芸術家の学校訪問について、実際に日本の中学校でデモンストレーションを行ってみることにし、2014年9月に鳥取県米子市立東山中学校で、関妍泓氏の伽倻琴演奏、藤井解説、関庚勲氏監修によるアウトリーチ活動を行った。この模様は、地元紙やケーブルテレビで紹介された。

b. 「芸術の花の種」学校支援事業

特に、農・山・漁村など、都市部と比較して文化芸術を享受する機会が少ない地域(韓国では「文化疎外地域」とよぶ)や、全校生徒400人以下の小規模の学校での支援を通じて機会均等を図っている。韓国では都市部への人口集中と地方の過疎化、多文化社会、多文化家族等が社会問題化しており、文化芸術教育を通じた課題解決が試みられている。

c. 幼児文化芸術教育支援

就学前の幼児を対象に、幼稚園や保育園を

はじめ、各種自治体や団体、機関等で多様なプログラムが行われている。いわゆる英才教育とは一線を画した内容で行われているものが多いように見受けられる。

d. 大学修学能力試験にともなう受験生対象の文化芸術による心のケア

韓国の熾烈な受験競争は、日本でもよく知られている。特に大学修学能力試験(日本の大学入試センター試験に相当)で疲弊した受験生を対象に、試験後にさまざまな文化芸術教育プログラムを提供し、心身のケアを図ろうと試みられている。

社会的な幅広い文化芸術教育支援

日本では聞き慣れないが、韓国では「疎外階層」という言葉が通用している。さまざまな面で社会的に、弱い立場にいたり、問題を抱えていたりする人を意味しており、たとえば障害者、高齢者、経済的貧困、多文化家庭等が挙げられる。こうした人々に対して、文化芸術を享受する機会を提供し、課題解決につなげようとする試みがなされている。また、矯正施設等社会復帰をめざす人、心のケアを必要とする人を対象としたプログラムのほか、徴兵制に対応した軍隊所属の人、さらには脱北者を対象としたプログラムもある。

なかでも注目を集め、韓国版「エル・システマ」とよばれ、「夢のオーケストラ事業」については、金貞恒氏から複数回にわたって直接話を聞くとともに、電子メールのやりとりを通じて情報を得た。

金貞恒氏は、多文化家庭や貧困家庭の子どもを対象に、ソウル近郊の安山市で「夢のオーケストラ」事業を展開している。その取り組みは、韓国MBC放送が「アンニョン(こんにちは)?!オーケストラ」とのタイトルで、映画化し、DVDにもなっている。韓国出身で世界的に活躍するヴィオラ奏者リチャード・ヨンジェ・オニールが、さまざまな出自や問題を背負う24人の子どもたちを指導し、1年間にわたってオーケストラ活動を行う中で、互いに成長していく様子を描いたものである。金貞恒氏はこの映画の仕掛け人でもある。これはあくまで一例であるが、韓国ではこのように、文化芸術教育に関わる活動やその成果について、多様で積極的な情報発信を試み、文化芸術教育支援の重要性を一般社会に投げかける当事者の姿勢が随所にみられる。

(2) 芸術家福祉法に関する情報収集と検討

2013年12月に韓国では文化基本法が制定され、国民基本法にも「文化権」が示された。文化権はすべての国民が享受する基本的な権利であり、国が責任を負うというものである。ここでいう「文化」は、いわゆる「文化芸術」といった狭義のものではなく、教育、福祉、人権、環境といった人々の生活に関わる広範な概念を指している。

一連の文化に関する法制化の流れにおい

て、「芸術家福祉法」は制定され、芸術家の権利と社会保障の拡大とそのための整備がなされた。もともと芸術家はその定義や範囲の設定が難しく、社会保障の適用から外れていたが、同法ではその改善が図られている。具体的には、芸術家の範囲や基準を定めて認定し、契約を結ぶ際の手続きや様式の標準化、報酬の適正化、労災の適用等の措置がとられた。これらの運用のために、韓国芸術家福祉財団が設立され、さまざまな事業を展開している。

なお、芸術家福祉法の具体的な動態をさぐる上で、同法にかかる個別の芸術家の事例について聞き取り調査を試みた。ただし、個人のプライバシーや機微に関わって慎重を期する必要があり、現段階で成果公開には至っていない。

(3) 日本との関係からみた韓国の音楽文化政策の動態

本研究を進める中で、韓国における音楽文化の位置付けについて、単に文化芸術政策の範疇にとどまるのではなく、時に政治や外交といった場面でも前面に出てくるケースが比較的多いことがわかってきた。

たとえば、最近では2015年6月の日韓国交正常化50周年記念式典・レセプションが、東京とソウルの二会場で開催されたが、両会場とも音楽が重要な役割を担った。冷え切った日韓関係から両国首脳の出席が直前まで危ぶまれるなかで、東京の会場では日韓の伝統楽器による演奏と韓国出身のソプラノ歌手・曹秀美他によるコンサートが行われた。ソウルの会場では、日韓両国の子どもたちによる合唱が披露され、それらの曲目においては、1990年代からの両国の音楽文化交流の成果が反映されていた(藤井 2017, pp.270-271)。

このような事例を糸口に、日韓国交正常化の前後に遡及してみると、1960年の韓国学生文化使節団の来日も韓国の音楽文化政策の動態をさぐる上で重要な事例である。韓国では1960年のいわゆる「四月革命」で李承晩政権から尹潽善・張勉政権に代わり、日韓国交正常化への前進がみられるようになった。その先駆けとして、同年11~12月に音楽班、舞踊班、文化班からなる学生・引率者約50名の韓国学生文化使節団が派遣された。この内容については、2016年4月に米国シアトルで開催された Association for Asian Studies の2016年の年次大会では、“Music and Political Reconciliation between South Korea and Japan: The South Korean Student Cultural Emissary Delegation in 1960”と題し口頭発表を行った。

ここでは来日時の音楽班の交流活動を中心に発表したが、交流の調整において韓国の舞踊家・趙澤元が重要な役割をはたしたことがわかった。趙澤元(1907-1976)は韓国近現代舞踊の開拓者として知られ、ソウルの韓

国国立劇場に顕彰する像が建てられている。研究代表者は、趙澤元が1940年に東京・日比谷公会堂で初演した舞踊作品《鶴》のピアノによる楽譜の一部を、2015年5月に発見した。それを機に、韓国の舞踊家や舞踊研究家の協力を得て、2016年7月、8月に、《鶴》より「春」を鳥取市とソウルで復元上演した。この準備の過程において、当該研究課題に関わる舞踊の分野の動態についても情報収集を行った。なお、この取り組みについては、『中央日報』他、韓国の大手紙の記事となり、紹介された。

(4) まとめと今後の展望

文化芸術教育支援法や芸術家福祉法によって実に多様な取り組みが展開されているが、これら进行分析、検討することで、現代の韓国社会が抱えている課題が浮き彫りになった。とりわけ目立つ点が、韓国社会のなかで広がっているさまざまな格差である。格差の解消に文化や芸術がいかに貢献できるかという点と、文化や芸術の享受すること自体に格差があるという点を、同時並行でみていかななくてはならない。上述したように、文化芸術教育支援法によって多種多様な事業が展開されているが、そこで想定されている「疎外階層」は、実に多様で、本研究で調査すればするほど、問題の根の深さを目の当たりにすることになった。しかし、逆に言えば、そのような深刻な社会問題を文化芸術教育によって解消させようとする姿勢や発想には示唆を得る点が多かった。

研究課題で「動態」という表現を使ったが、研究期間中、まさに韓国は文化芸術という点でも大きく動き続けた。研究期間が終了する間際の2018年2月には、韓国で平昌五輪が開催され、それを機に南北関係も融和へと急展開をみせた。五輪の前後には、南北それぞれが芸術団を派遣し、文化芸術の位置付けやとらえ方、あり方について考えさせられる出来事もあった。また、朴槿恵大統領が罷免に至った事態では、文化芸術の世界にも影響が及んだ旨の複数の報道もあった。文化芸術教育支援法や芸術家福祉法についても、問題点を指摘する韓国内での論評や批判的な報道も多数目にした。これらの情報をどのように研究に反映させるかという点から、メディア・リテラシーの必要性をあらためて痛感した。

1990年代から2000年代前半にかけて、韓流・日流ブームにみられるように、日韓両国において、あらゆるレベルで多様な文化交流がさかんに行われた。しかし、2010年代に入ると日韓関係の悪化や朝鮮半島情勢の不安定化を背景に、それまでの活発な文化交流が下火になっている感は否めない。このような時期に、本研究を実施し、韓国の「動態」を捉えつつ、独自のネットワークを拡げ、新たな文化芸術交流のデザインしていくことができた点は、副次的ではあるものの有意義な

成果であったと思われる。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 件)

〔学会発表〕(計 3 件)

口頭発表

FUJII, Koki "Music and Political Reconciliation between South Korea and Japan: The South Korean Student Cultural Emissary Delegation in 1960," Association for Asian Studies Annual Conference 2016, Seattle, Apr.2016

基調講演

FUJII, Koki 「日本の唱歌《故郷》の現代的様相 音楽教育の社会的役割について」(原題は韓国語), International Conference "Social Role of Arts Education" organized by Korean Association of Arts Education and Seoul National University, Seoul, May.2014

講演

藤井浩基「日中韓 音の時空」2014年9月, 米子市文化ホール(公財米子市文化財団主催)

〔図書〕(計 2 件)

単著

藤井浩基(2017a)『日韓音楽教育関係史研究 日本人の韓国・朝鮮表象と音楽』勉誠出版, 全 310 頁

共著

藤井浩基(2017b)「韓国の音楽科教育 日韓交流の視点から考える音楽科教育の役割と展望」(第7章第1節), 吉富功修・三村真弓(編著)『小学校音楽科教育法 学力の構築をめざして』改訂第3版, ふくろう出版, pp.129-131

〔産業財産権〕

出願状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
出願年月日:
国内外の別:

取得状況(計 件)

名称:
発明者:
権利者:
種類:
番号:
取得年月日:
国内外の別:

〔その他〕
ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者
藤井 浩基 (FUJII, Koki)
島根大学・教育学部・教授
研究者番号: 50322219

(2) 研究分担者
()

研究者番号:

(3) 連携研究者
()

研究者番号:

(4) 研究協力者
()